

# ご利用規約

## 第1条 総則

1. 本規約は、株式会社エイム（以下「エイム」という）が運営する本サービス（第2条にて定義します）に関し、契約者（第2条にて定義します）が遵守すべき事項、およびエイムと契約者との関係、その他の事項を定めるものです。
2. エイムは本規約に基づき、本サービスを提供し、契約者は、本規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。

## 第2条 用語の定義

本規約において、以下の用語は以下の意味を有するものとします。

1. 「本サービス」とは、エイムが維持管理運営するサービスであって、「センサ情報収集システム 見てるネット」といいます。
2. 「契約者」とは、エイムと本サービス利用契約を締結している方をいいます。
3. 「みまもり対象者」とは、本サービスの内容および本規約について同意の上、本条5項に定義されるみまもり機器を自己の宅内に設置する方をいいます。
4. 「センサ」とは、エイムが契約者に販売若しくは貸与し、みまもり対象者の宅内に設置される各種センサ無線送信機をいい、センサ感知情報を受信機に送信します。その詳細は本規約第6条に規定されるとおりです。
5. 「みまもり機器」とは、エイムが契約者に販売若しくは貸与し、みまもり対象者の宅内に設置される、センサ無線送信機と受信機及びFOMA端末機を合わせたものをいい、センサから送信されたセンサ感知データを受信・蓄積し、蓄積した情報をエイムの専用サーバに送信します。その詳細は本規約第6条に規定されるとおりです。
6. 「指定業者」とは、エイムが本サービスの契約取次業務、みまもり機器の設置業務・撤去業務・電池交換業務、その他、本サービスの維持管理運営に必要な業務を、委託している者をいいます。
7. 「FOMA」とは、株式会社エヌ・ティ・ティ ドコモが提供するドコモパケット通信サービスをいいます。

## 第3条 規約の適用範囲

1. 本規約は、エイムが提供する本サービスの契約者による利用一切に適用されるものとします。
2. 本規約の変更については、エイムから契約者に変更内容を通知した後、または新しいご利用規約を送付した後に、契約者が本サービスを利用したときに、変更事項または新規約が契約者によって承諾されたものとみなします。
3. エイムが本サービスに関連して提供する「施工説明書」等で、本利用規約の他に別途規定する利用上の決まりも、各自の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。

## 第4条 契約の申込

1. 契約者は、本規約の内容に同意の上、サービス申込書に必要事項を記入し、記名・捺印の上、サービス申込書をエイムに提出することにより、本サービスの利用申込をするものとします。

2. 申込に先立って、契約者は、本サービスおよび本規約の内容について、みまもり対象者の同意を責任をもって取りつけるものとします。

## 第5条 契約の承諾

1. エイムは、契約者からの申込書とみまもり対象者が同意確認印を捺印した同意書を受領した後、みまもり機器の設置または送付をもって申込に対する承諾の意思表示を行ないます。申込時に契約者がエイムによるみまもり機器設置を選択された場合には、指定業者によるみまもり機器設置完了日の翌日をもって契約が有効に成立するものとし、契約者自身で設置することを選択された場合には、みまもり対象者の住所への配達完了日の翌日をもって契約が有効に成立するものとします（以下「契約発効日」という）。
2. エイムは、以下の項目に該当する場合、申込を承諾しません。
  - ① みまもり対象者の同意が得られていないことが明らかな場合。
  - ② みまもり対象者がペースメーカー等を利用していて、本サービスを受けることが健康管理に悪影響を及ぼすと判断される場合。
  - ③ みまもり機器を設置するみまもり対象者の宅内に自由に行動できるペットを飼っている場合。
  - ④ みまもり機器を設置するみまもり対象者宅内の高周波治療機等により無線通信が阻害される場合。
  - ⑤ 契約申込書に記載された契約者またはみまもり対象者が実在しない場合。
  - ⑥ 申込内容に虚偽または重大な記入漏れがある場合。
  - ⑦ 申込時に、エイムが要求する書類の提出がない場合。
  - ⑧ 指定された口座が金融機関により利用を差し止められている場合。
  - ⑨ みまもり対象者の自宅が、本規約第7条第4項で規定される通信可能エリア内でない場合。
  - ⑩ 申込時、過去を含め本規約等に違反している場合。
  - ⑪ エイムからの照会、資料提出等の要請に対して速やかに対処しない場合。
  - ⑫ 申込者の与信確認に問題があると判断された場合。
  - ⑬ その他、本サービスの遂行に支障がある、または不適切であるとエイムが判断した場合。

## 第6条 みまもり機器の販売又は貸与、設置、回収

1. エイムは、本サービスの開始に先立ち、以下のみまもり機器を契約者に販売若しくは貸与します。  
但し、契約最短期間は原則1年間とします。
  - ① センサ送信機：契約台数
  - ② センサ受信機：契約台数
  - ③ 呼び出し押しボタン：契約台数
  - ④ FOMA端末ユニット：1台
2. 契約者は申込時に、みまもり機器の設置をエイムに依頼するか、契約者自身が設置するかを選択するものとします。契約者がエイムに設置を依頼する場合、エイムは、本規約第5条第1項に基づくみまもり対象者による同意確認後速やかに、指定業者にみまもり機器の設置を指示するものとします。尚、エイムによる設置の場合、契約者はエイム所定の設置費用を負担するものとし、当該費用は初回月額基本利用料及び初回設定料と合わせて請求されるものとします。また契約者自身による設置

の場合、エイムは、本規約第5条第1項に基づくみまもり対象者による同意確認後速やかに、みまもり対象者の住所宛にみまもり機器を送付するものとします。尚、その際の送料は、エイムが負担するものとします。

3. 本サービスの契約期間中、契約者は、センサの契約台数を変更することができるものとします。センサの契約台数を変更する場合、契約者は、電話、FAXまたはEメールによりエイムにその旨を申し出た後、エイムが送付する所定の変更確認書に必要事項を記入の上、記名・捺印し、エイムに返送するものとします。当該変更確認書において契約者は、契約台数変更に伴い、みまもり対象者宅内の、センサの設置または撤去など、その他必要に応じた設置機器の変更作業を、エイムに依頼するものとします。エイムは変更確認書受領後速やかに、指定業者に設置機器の変更作業を指示するものとします。

契約台数変更に係る手数料、エイムが機器の変更作業をする際の費用は、エイム所定のとおりとし、その費用は、エイムによる変更確認書受領月に請求されるものとします。尚、センサ貸与台数の変更に伴う月額基本利用料の変更時期は以下のとおりとします。

① センサ追加の場合：

指定業者によるセンサ設置完了日の翌日またはみまもり対象者の住所への配達完了日の翌日が存する月の翌月より変更。

② センサ撤去の場合：

エイムによる変更確認書受領日の翌月より変更。

4. 本サービスの契約期間中、電池交換が必要と認められた場合、契約者は電話、FAXまたはEメールによりエイムにその旨を申し出た後、エイムが送付する所定の電池交換確認書に必要事項を記入の上、記名・捺印し、エイムに返送するものとします。当該確認書において契約者は、電池交換を、エイムに依頼するか、あるいは契約者自身が行うかを選択するものとします。エイムによる交換を依頼する場合、エイムは電池交換確認書受領後速やかに指定業者にみまもり対象者宅内での交換作業を指示するものとし、契約者自身による交換の場合はエイム指定の電池を購入するものとします。エイムに交換作業を依頼する場合の費用は、エイム所定のとおりとし、当該費用は、エイムによる電池交換確認書受領月に請求されるものとします。

5. みまもり機器貸与の場合、契約者は、機器の保管、維持管理に関する以下の事項及びみまもり機器に関連して別途エイムが提供する施工説明書等に記載される事項を自ら遵守するとともに、みまもり対象者にもそれらの遵守を義務づけるものとします。尚、みまもり対象者の行為によりエイムが被った損害または不利益については契約者がみまもり対象者と連帶して賠償責任を負うものとします。

- ① みまもり機器を善良な管理者の注意義務をもって使用、保管し、その正常作動を確保するものとします。更に、みまもり機器の譲渡、改造をしてはならず、貼付されたみまもり機器の所有者を明示する標識等を除去、汚損してはなりません。
- ② みまもり機器自体またはその保管、使用によって第三者に与えた損害または不利益については、契約者がこれを賠償するものとします。
- ③ みまもり機器を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）、毀損（所有権の侵害を含む）した場合は、エイムに対して代替機器の購入代価または修理代を支払うものとします。代替機器または修理機器に関わる送料や梱包については、全て契約者負担とします。

- ④ みまもり機器を第三者に譲渡し、またはみまもり機器について質権および譲渡担保権その他一切の権利を設定してはなりません。
  - ⑤ みまもり機器を本サービスの目的以外に使用したことによりエイムが損害または不利益を被った場合、エイムは契約者に損害賠償を請求できるものとします。
  - ⑥ 契約者は、みまもり機器について、第三者から強制執行その他の法律的、事実的侵害のないように保全するとともに、そのような事態が発生した場合は、直ちにエイムに通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。本項の場合において、エイムが必要な措置をとった場合は、契約者はエイムが支払った一切の費用を負担するものとします。
6. みまもり機器の作動に異常が発生した場合、契約者は直ちにエイムに通知するものとし、エイムは当該みまもり機器を引き取り、正常に作動するよう速やかに修理するものとします。その際、当該みまもり機器の修理および再設置が完了するまでの間、本サービスの提供は停止されるものとします。エイムが契約者より当該みまもり機器を引き取った日から起算して本サービス停止期間が1歴月中の10日を超えない場合、契約者は当該月についても月額基本利用料を支払うものとし、10日を超えた場合は、無償とします。尚、修理費用については、契約発効日から1年間のみ無償としますが、以下の場合は当該期間内であっても有償とします。
- ① 契約者またはみまもり対象者による使用上の誤り、または不適切な修理や改造による異常。
  - ② 天変地異や動乱、火災、異常電圧等、その他エイムの支配を超える外部要因による異常。
  - ③ 付属品などの消耗による交換。
  - ④ 水濡れ・結露等による腐食が発見された場合および内部の基板が破損・変形している場合。
7. みまもり機器貸与の場合、満了または解約による契約終結後速やかに、契約者はみまもり機器をエイムに返却するものとします。満了または解約の際、本規約第12条第2項または第17条第1項に従って契約者がエイムに送付する契約終結確認書において、契約者は、みまもり機器の撤去作業をエイムに依頼するか、あるいは契約者自身が行なうかを選択するものとします。エイムに撤去を依頼する場合、エイムは契約終結確認書受領後速やかに、指定業者に撤去作業を指示するものとし、契約者自身による撤去の場合、契約者は、速やかにみまもり機器の全てを宅配便等にてエイムに返却するものとします。エイムに撤去作業を依頼する場合の費用は、エイム所定のとおりとし、当該費用は、最終の月額基本利用料と合わせて請求されるものとします。万一契約者が、契約満了日または解約日から3ヶ月以内にみまもり機器を返却しない場合、エイムは代替機器の購入代価を第9条に基づく決済方法により契約者より徴収するものとします。

## 第7条 本サービスの内容および範囲

1. 本サービスの内容は以下のとおりとします。
  - ① センサ感知情報履歴の閲覧  
みまもり機器設置宅内のセンサONのデータ（以下「センサデータ」という）を、FOMAパケット通信を使用して、ほぼリアルタイムにエイムサーバーへセンサ別に時系列にて保存します。契約者は、自身所有のインターネット接続可能なPC、携帯電話にてエイムの専用サーバーにアクセスし、いつでもセンサデータ履歴情報を閲覧できます。
  - ② オプションで用意される「呼び出し押しボタン」を押すことで、契約者の携帯電話へメールで知らせます。

2. エイムは、本サービスの向上を目的として、契約者に事前に通知した上で、本サービス内容を変更することができるものとします。
3. 契約申込書において契約者が指定した I D、パスワードは、契約期間中に変更することができるものとします。変更を希望する場合、契約者は、電話、FAXまたはEメールによりその旨をエイムに申し出た後、エイムが送付する所定の変更確認書に必要事項を記入の上、記名・捺印し、エイムに返送するものとします。エイムは、当該変更確認書を受領した後速やかに、契約者が申し出た変更を行なうものとします。
4. みまもり機器の通信対応エリアは、日本国内における、株式会社エヌ・ティ・ティ ドコモが提供するドコモパケット通信サービス（FOMA）のエリア内のみです。なお、当該通信サービスエリア内であっても、地形、建物の構造等により通信不能である場合があります。通信不能であることが確認された場合、本サービスに関する契約はその時点で解約されます。
5. 本サービスは、みまもり対象者の安全あるいは健康の確認、または緊急事態の通報を行なうことを利用するものではなく、単にセンサ取り付け宅のセンサデータからみまもり対象者の動向を契約者ご自身にご判断いただくものです。従って、各部屋、トイレ、居間等の入室・退室・滞在の認識を保証するものではなく、安全あるいは健康の確認、緊急事態の通報がなされなかつたことにより生じた損害または不利益については、エイムは一切の責任を負いません。

## 第8条 初期費用、月額基本利用料および手数料

1. 契約者は、本サービス利用の対価として、エイムに対して所定の初期費用、月額基本利用料および手数料を支払うものとします。
2. 初期費用については初回の月額基本利用料と合わせて請求されるものとします。また月額基本利用料は、契約発効日の翌月から発生し、その算定は歴月単位とし、如何なる場合も月額単位で精算されるものとします。
3. 本サービスの料金・費用は、別途料金表に定めるとおりとします。

## 第9条 決済方法

1. 契約者は、本サービスに係るエイムに対する支払はすべて現金振込み又は口座引き落として行なうものとします。
2. エイムは毎月末に、当月に請求するべき初期費用、月額基本利用料、手数料およびその他の費用の額を締め、翌月初めにこれを集計し、契約者にお知らせします。

## 第10条 受信用端末

契約者は、本サービスを利用するためには必要なインターネット接続可能な P C、携帯電話等の端末（以下「受信用端末」という）を所有し、本サービスにおいて受信用端末を用いて情報を送受信するためのインターネット接続料、通信料金等は、契約者が負担するものとします。

## 第11条 I Dおよびパスワードの管理

1. エイムと契約者の間で契約者の I Dおよびパスワードを設定した場合、契約者は、自己の I Dおよびパスワードを条件として本サービスを利用する権利を、他者に使用させず、他者と共有あるいは

他者に許諾しないとともに、自己のIDの使用および管理について一切の責任を負うものとします。

2. 契約者は、IDおよびパスワードについて、他者に知られないよう適切に管理し、盗用を防止する措置をその責任において行うものとします。エイムは、契約者のIDおよびパスワードが他者に盗用または不正使用されたことによって契約者が被る損害または不利益について、一切の責任を負いません。

## 第12条 有効期間

1. 本サービスの契約有効期間は、本規約第5条第1項で定義される契約発効日より1年間とします。
2. 契約者またはエイムのいずれかから契約期間満了の40日前までに契約終了の申し出がないときは、1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。いずれかの当事者から契約終了の申し出があった場合、契約者はエイムが送付する所定の契約終結確認書に必要事項を記入の上、記名・捺印し、エイムに返送するものとします。

## 第13条 本サービスの一時停止

エイムは、本サービスの安定的な運用のために専用サーバの保守、点検または工事を行なう場合、およびその他運用上または技術上やむを得ない事情が発生した場合、一時的に本サービスを中断することがあります。この場合、エイムは事前にその旨を契約者に通知するものとしますが、緊急でやむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第14条 不可抗力

天変地異、火災、動乱、異常電圧、通信回線の障害、停電等、エイムの支配を超える不可抗力事由に起因して本サービスが中断された場合、エイムは契約者に対して如何なる責も負わないものとします。

## 第15条 本サービスの廃止

エイムは、本サービスの提供を継続しがたい真にやむを得ない事情が生じたときは、その理由を1ヶ月前までに契約者に通知することにより、本サービスを廃止できるものとします。

## 第16条 エイムによる解除

エイムは、契約者が以下のいずれかに該当する場合、契約者への何らかの通知または催告なしに、直ちに契約を解除し、本サービスを停止することができるものとします。

- ① 本規約第9条1項に規定される金融機関の指定口座が凍結されたとき。
- ② 本規約第9条2項に従って契約者に請求される債務の未払が2回または支払遅延が2回発生したとき。
- ③ みまもり対象者から同意を得ていないことが判明したとき。
- ④ 申込内容に虚偽または重大な記入漏れがあることが判明したとき。
- ⑤ みまもり対象者の自宅が、本規約第7条第4項で規定されている通信可能エリア内でないことが判明した場合。
- ⑥ まもり対象者の自宅が、本規約第5条第2項で規定されている、みまもり対象者の宅内に自由に行動できるペットを飼っていることが判明した場合。
- ⑦ みまもり対象者がペースメーカー等を利用していて、本サービスを受けることが健康管理に悪影響

- を及ぼすと判断される場合。
- ⑧ まもり機器を設置するみまもり対象者宅内の高周波治療機等により無線通信が阻害されることが判明した場合。
  - ⑨ その他、契約者が本規約に定める条項に違反したとき。

## 第17条 契約者による解除

1. 本サービスの利用の解除を希望する場合、契約者は電話、FAXまたはEメールにより解約の旨をエイムに申し出た後、エイムが送付する所定の契約終結確認書に必要事項を記入の上、記名・捺印し、エイムに返送するものとします。エイムによる当該契約終結確認書の受領日をもって、契約は終結します（以下「解約日」という）。
2. エイムは、解約日時点で既に受領している初期費用、月額基本利用料、手数料およびその他債務の払い戻しは一切行なわないものとし、更に解約日時点で発生している月額基本利用料、手数料およびその他の契約者による債務の履行は、本規約第9条に従って行なわれるものとします。

## 第18条 解約料

本規約第16条または第17条第1項により、契約発効日から12ヶ月以内に契約が解約されるとき、契約者は解約料として、解約月の月額基本利用料 × (12 - 利用月数) をエイムに支払うものとします。

## 第19条 個人情報保護

1. エイムは、本サービスを通じて得た契約者およびみまもり対象者の個人情報を、以下の例外を除いて、本サービスの提供のためにのみ利用し管理します。
  - ① エイムが、本サービス利用者の個人情報の集計・分析を行ない、個人を識別・特定できないよう加工したものを作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のためにエイム内で利用、処理する場合。
  - ② エイムが、ダイレクトメールなどにより契約者及びみまもり対象者に情報提供を行なう場合。
  - ③ その他、契約者の同意を得た場合。
2. エイムは、契約者及びみまもり対象者のプライバシー、個人情報の保護について最大級の注意を払います。エイムが本サービスを通じて得た契約者およびみまもり対象者の個人情報については、以下の例外を除いて、事前の同意なく第三者への開示はいたしません。尚、本項に従って第三者に契約者およびみまもり対象者の個人情報を開示する場合、エイムは当該第三者に対して、本規約に従った適切な管理を要求するものとします。
  - ① 法律上、開示を要求される場合。
  - ② 契約者、みまもり対象者または公共の安全を守るために緊急に必要とされる場合。
  - ③ 本サービスの一部について提携して業務を行なうために、エイムのグループ会社および協力会社への開示が必要な場合。
  - ④ その他、契約者の同意を得た場合。

## 第20条 免責事項

1. 契約者が利用している受信用端末の障害または回線不通等の通信手段の障害等、エイムの責によら

ない原因により本サービスが遅延、中断もしくは不能となった場合、あるいは送信情報に誤謬、脱落、消失等が発生した場合、その損害または不利益について、エイムは一切責任を負わないものとします。

2. サービス申込書への契約者による誤記入に起因して、メールの誤配信などにより第三者に損害または不利益を与えた場合、契約者がその責任の一切を負うものとします。
3. エイムは、エイムが管理するウェブサイト、サーバ、ドメイン等から送信される電子メール、本サービスのデータ等その他のコンテンツに、コンピュータウィルス等の有害なものが含まれないことを保証しないものとします。それらにより被った全ての損害または不利益について、エイムは一切責任を負わないものとします。
4. エイムは、利用者に対して、適宜情報提供やアドバイスを行うことがあります、これらの有用性を保証せず、これらに従った結果について一切責任を負わないものとします。

## 第21条 通知

1. 本サービスに関連して通知が必要な場合、エイムは、サービス申込書に記載される契約者の住所、電話、FAX、Eメールアドレスのいずれかに通知するものとします。
2. 契約者がサービス申込書によりエイムに届出た契約者およびみまもり対象者の氏名、住所、電話、FAX、Eメールアドレス等の内容に変更がある場合、契約者は電話、FAXまたはEメールによりその旨をエイムに届け出た後、エイムが送付する所定の変更確認書に必要事項を記入の上、記名・捺印し、エイムに返送するものとします。変更通知がなされないことにより本サービスの提供に支障が生じた場合、エイムは一切の責任を負いません。更に、変更通知がない場合あるいはエイムによる変更確認書受領までのエイムからの通知、送付物については、既にエイムが届出を受けている契約者またはみまもり対象者の住所、電話、FAX、Eメールアドレスのいずれかに通知、送付することにより有効になされたものとします。

## 第22条 禁止行為

1. エイムは、本サービスの利用に際し、次の各項に該当する行為を禁止します。  
本サービス契約者がこれらの行為を行ったと判断した場合、エイムは、当該契約者に対する事前の通知なしに、本サービスの契約解除等、その他必要と判断する措置を講じができるものとします。
  - ① 本規約に違反する行為。
  - ② 本サービスに支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為。
  - ③ エイム若しくは第三者の財産、名誉、信用、プライバシーもしくは著作権、パブリシティー権、商標権、その他の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、侵害を助長する行為又はそれらのおそれのある行為。
  - ④ 犯罪行為、若しくは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、又はそのおそれのある行為。
  - ⑤ その他、エイムが不適切であると判断する行為。
2. 契約者が前項で規定する禁止される行為を行った場合、その行為に関する責任は当該契約者に帰属し、エイムは一切の責任は負わないものとします。

3. 契約者が、第1項で規定する禁止される行為により、本サービスを運用停止又はそれに近い状態に至らせた場合、契約者は、エイムがそれにより被る損害を賠償しなければならぬとします。

### **第23条 譲渡禁止**

契約者は、エイムの事前の同意なしでは、本サービスの契約に関する権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡できないものとします。

### **第24条 協議解決**

本規約に関する疑義または本規約にない事項については、両者協議して解決するものとします。

平成 22年 3月10日 改定

株式会社エイム